

託送供給約款認可申請に係る査定方針

平成28年12月

内閣府沖縄総合事務局

目 次

基本的な審査の方針	1 頁
前提計画	2 頁
1. 比較査定対象ネットワーク費用	2 頁
2. 修繕費	3 頁
3. 設備投資関連費用（固定資産除却費、減価償却費、事業報酬）	3 頁
4. 租税課金	4 頁
5. 需要調査・開拓費	5 頁
6. 法人税等	5 頁
7. その他	6 頁

【申請の概要】

託送料金原価の内訳(3年平均)

(単位:千円)

	3年平均
比較査定対象ネットワーク費用	512,691
需給調整費	-
修繕費	38,372
租税課金(事業税・道路課金等)	113,354
固定資産除却費	18,469
減価償却費	427,106
バイオガス調達費	-
需要調査・開拓費	1,833
事業者間精算費	-
営業外費用	-
法人税等	11,636
事業報酬(レートベース、事業報酬率)	75,123
控除項目(営業雑益、雑収入)	△ 7,898
NW 総原価	1,190,686

～基本的な審査の方針～

改正法附則第18条第1項の規定に基づき、本年7月に認可申請がなされた託送供給約款について、算定省令や審査要領、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値」(以下、「告示」という。)等の法令関連規定、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会(以下、「ガス小委」という。)での議論の結果に照らし、申請された料金が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の改正法附則第18条第2項の要件に合致したものであるかを審査した。

なお、今回は、100を超える一般ガス事業者から一度に託送料金認可申請が行われること、平成29年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、一部の費目については比較査定(ヤードスティック方式)を採用することとされた。

営業費用															営業費用以外													
労務費	電力料	水道料	使用ガス費	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	試験研究費	教育費	たな卸減耗費	貸倒償却	雑費	一般管理費	需給調整費	修繕費	租税課金	固定資産除却費	減価償却費	バイオガス調達費	需要調査・開拓費	事業者間精算費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目



費用

なお、「託送料金原価」とは、算定省令第二条第1項の原価等を指す。

前提計画(需要想定・設備投資計画)

1. 需要想定

<査定結果>

平成27年度の実績ベースと原価算定期間の平成31年度の予想需要量の増加率が大幅な伸びを示していたことから、査定を実施したところ、合理性のある需要量と判断した。

2. 設備投資金額

<査定結果>

(1) 供給計画に基づき適正に算定されていることを確認した。

(2) 未契約分については、経営効率化に係る検討の結果に基づき減額した資産に係るものは託送料金原価から減額する。

—比較査定対象ネットワーク費用—

<査定結果>

(1) 将来の導管総延長数は、過去の供給計画(過去3年平均)及び平成27年度導管延伸(新設と廃止)の実績値を踏まえて算定した結果、導管総延長が短くなる部分については、託送料金原価から減額する。

10,707千円(3年平均)

(2) 託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

50,298千円(3年平均)

計 61,005千円託送料金原価から減額する

—修繕費—

<査定結果>

(1)未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき、託送料金原価から減額する。

438千円(3年平均)

(2)託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

3,146千円(3年平均)

計 3,584千円託送料金原価から減額する

—設備投資関連費用—(固定資産除却費、減価償却費、事業報酬)

1. 固定資産除却費

<査定結果>

(1)未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき、託送料金原価から減額する。

738千円(3年平均)

(2)託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

1,846千円(3年平均)

計 2,584千円託送料金原価から減額する

2. 減価償却費

<査定結果>

(1)未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき、託送料金原価から減額する。

3,152千円(3年平均)

(2) 託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

42, 710千円(3年平均)

計 45, 862千円託送料金原価から減額する

3. 事業報酬

<査定結果>

(1) 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき、託送料金原価から減額する。

487千円(3年平均)

(2) 託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

7, 512千円(3年平均)

計 7, 999千円託送料金原価から減額する

—租税課金—

1. 事業税

<査定結果>

・託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

1, 456千円(3年平均)

計 1, 456千円託送料金原価から減額する

2. 固定資産税

<査定結果>

(1) 未契約分について、経営効率化に係る検討の結果に基づき減額した資産に係るものは託送料金原価から減額する。

130千円(3年平均)

(2) 託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

2, 748千円(3年平均)

計 2, 878千円託送料金原価から減額する

3. 道路占用料

<査定結果>

(1) 導管総延長数が過大であることから申請原価から減額する。

2, 045千円(3年平均)

(2) 託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

6, 934千円(3年平均)

計 8, 979千円託送料金原価から減額する

—需要調査・開拓費—

<査定結果>

・需要調査費は妥当性に欠けることから認めない。

1, 833千円(3年平均)

計 1, 833千円託送料金原価から減額する

—法人税—

<査定結果>

・託送料金原価に算入すべきでない費用については減額する。

1, 163千円(3年平均)

計 1, 163千円託送料金原価から減額する

—その他—

(1) 逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し

受入地点よりも払出地点の圧力が高い同一区域内の託送について
同一区域内で、受入地点よりも払出地点の圧力が高い託送供給については、当該区域内の圧力ごとのガスの需給状況を踏まえて対応できる範囲であれば、実現可能である場合が多いと考えられる。

したがって、ガス導管事業者は、こうした託送供給依頼について、特段の支障がない限り原則として引き受けるべきであり、託送供給約款においても、こうした託送供給を引き受けないとしている規定は修正する。

(2) その他

その他、記載誤り等についても修正する。